

平成23年12月9日
照会先：厚生労働省健康局生活衛生課
課長補佐 新津 (内線 2431)
管理係長 内藤 (内線 2434)

(代表) 03-5253-1111
(夜間) 03-3595-2301

生活衛生資金貸付利率の改定について

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業本部 生活衛生融資部
東京都千代田区大手町1-9-3公庫ビル6階
電話 03-3270-1651

平成23年12月9日から生活衛生資金貸付の貸付利率が次のとおり改定されます。

区分	適用施設設備等	年 利 率 (注1、2)		適用時期
		旧利率	新利率	
基準利率	・下記以外の設備資金 ・下記以外の運転資金(注6) ・生活衛生セーフティネット貸付 ・衛生環境激変対策特別貸付(注3)(注4)	2.15 ~ 3.45 %	2.15 ~ 3.55 %	平成23年12月9日以降の貸付契約に係るもの
特利 A	・近代化設備 ・事業安定等施設(注3) ・振興事業貸付のうち標準営業約款登録者にかかる運転資金(注6)	1.75 ~ 3.05 %	1.75 ~ 3.15 %	
特利 B	・省エネルギー設備資金 ・環境対策等関連施設(注3) ・健康・福祉増進関連事業施設(注3) ・事業安定等施設(注3)	1.50 ~ 2.80 %	1.50 ~ 2.90 %	
特利 C	・省エネルギー設備資金 ・観光圏関連設備資金 ・振興施設のうち特定設備(注6) ・衛生設備 ・衛生環境激変対策特別貸付(注3)(注4) ・健康・福祉増進関連事業施設(注3) ・環境対策等関連施設(注3)	1.25 ~ 2.55 %	1.25 ~ 2.65 %	
特利 E	・一般公衆浴場業衛生・近代化設備 ・一般公衆浴場業借地更新・買取資金	0.75 ~ 2.05 %	0.75 ~ 2.15 %	
特利 F	・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	1.85 %	1.85 %	

(注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

(注2) 貸付利率は、貸付期間によって異なります。

(注3) 用途等により適用利率が異なります。

(注4) 本貸付の適用は、関係省庁から適用の指示があった場合に限りです。現在、適用はされておりません。

(注5) 引火性溶剤の安全対策設備の導入が必要なクリーニング業を営む方(洗濯物取次業を除く)が、引火性溶剤使用に伴う安全対策に必要な設備資金については、特別利率Cが適用されます(平成24年3月30日まで)。

(注6) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金および運転資金については、通常適用される利率より0.15%低い利率でご利用いただけます。

(注7) 東日本大震災に伴う東日本大震災復興特別貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における拡充措置が適用されております。